

建設工事に係る最低制限価格算定方法の変更について

平成29年4月1日
土浦市総務部管財課

平成21年10月公告分から設定している最低制限価格制度について、公共工事における品質確保の担い手の賃金を適切に確保する観点から、最低制限価格算定方法の一部を変更します。

1 最低制限基本価格の算定方法

(1) 土木工事等

- ア 直接工事費×0.95 → 0.97 (変更後)
- イ 共通仮設費×0.9
- ウ 現場管理費×0.9
- エ 一般管理費等×0.55 以上の合計額 (ア+イ+ウ+エ)

(2) 建築工事 (電気設備工事・機械設備工事・外構工事含む)

- ア 直接工事費×0.9×0.95 → 0.97 (変更後)
- イ 共通仮設費×0.9
- ウ (現場管理費+直接工事費×0.1)×0.9
- エ 一般管理費等×0.55 以上の合計額 (ア+イ+ウ+エ)

(3) 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

- ア 直接工事費×0.8×0.95 → 0.97 (変更後)
- イ 共通仮設費×0.9
- ウ (現場管理費+直接工事費×0.2)×0.9
- エ 一般管理費等×0.55 以上の合計額 (ア+イ+ウ+エ)

(4) その他 (変更なし)

特別なものについては、上記(1)から(3)の算定方法にかかわらず、予定価格の7/10から9/10の範囲内で適宜設定します。

2 対象工事

予定価格(税込)が130万円を超える工事で競争入札に付する案件。

3 適用時期

本市発注の入札において、平成29年4月1日以降に入札公告または指名通知する案件から適用します。